

## 愛媛海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、愛媛海区漁業調整委員会委員の選任に関する要綱第9条に基づき、愛媛海区漁業調整委員会委員候補者（以下「委員候補者」という。）を評価するため、愛媛海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 知事の求めにより、委員候補者の評価を行い、知事に意見を報告すること。
- (2) 委員候補者の評価にあたり、推薦又は応募に伴い提出されて書類をもとに候補者の経歴等の審査を行うとともに、必要に応じて、面接その他適当と認める方法による審査を行うこと。

### (組織)

第3条 評価委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 農林水産部水産局長
- (2) 農林水産部水産局漁政課長
- (3) 農林水産部水産局水産課長
- (4) 農林水産部水産局漁港課長
- (5) その他知事が必要と認める者

### (任期)

第4条 評価委員の任期は、委嘱の日から知事が愛媛海区漁業調整委員会委員を任命する日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長は農林水産部水産局長を、副委員長は農林水産部水産局水産課長をもって充てる。

### (会議)

第6条 評価委員会は、委員長が招集する。

- 2 評価委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 評価委員会の議事は、出席した委員の過半数でもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 4 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は非公開とする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、評価委員会で知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報告)

第8条 委員長は、候補者を評価した結果を知事に報告するものとする。

(庶務)

第9条 評価委員会の庶務は、農林水産部水産局水産課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)附則第16条の規定に基づき、この要領による委員の任命のための必要な行為は、施行日前においても行うことができる。